

REPORT 2013

TOKYO BAY SHINKIN

東京ベイ信用金庫

東京ベイ信用金庫

ご あ い さ つ

皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

ここに、第86期事業の内容と決算のご報告をするにあたり、皆様からの日頃のご支援ご愛顧に対して心よりお礼申し上げます。

さて、平成24年度を振り返りますと、世界経済においては、リーマンショック以降に発生した世界同時不況の後遺症から、先進各国とも財政状況悪化への警戒感が強く、財政健全化への動きが活発化しました。また、世界的なリスク回避の動きが円高を誘引し、加えて、日中関係の急速な悪化により対中輸出が減少したことから、我が国経済の牽引役である輸出は低調に推移し、国内企業にとって非常に厳しい状況が続きました。

また、わが国金融業界においては、貸出金の増強による収益基盤の強化のほか中小企業金融円滑化への取組み、新しい自己資本規制（バーゼルⅢ）への対応、新たな決済手段として開始された電子記録債権の運用等が課題となっています。

こうしたなか、東京ベイ信用金庫は、経営の効率化や収益性の向上による経営体力の強化に努め、より一層の自己資本充実・経営基盤強化を推進いたしました。

経営の効率化につきましては、人的・物的両面での合理化策を引き続き積極的に図ることにより経費削減に努めました。収益性の向上につきましては、地域貢献の観点からも個人向けローンを中心として貸出金の増強に努めるとともに、お客様のニーズに合った保険商品を提供することにより収益の補完を図りました。

地域金融機関としての取組みにつきましては、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う「経営革新等支援機関」の認定を受け、コンサルティング活動、貸出条件の緩和等「中小企業に対する金融の円滑化」への適切な対応を図り、地域の皆様の負託と信頼に応え、地域に対する金融サービスの更なる向上を目指して参りました。



第86期決算状況につきましては、預金残高（譲渡性預金を含む）は前期末比10億円増加して4,845億円、貸出金残高は前期末比39億円減少して3,078億円となりました。

また、金融機関の本業の収益力を示す業務純益は3,696百万円を計上し、経常利益は2,552百万円、当期純利益は2,097百万円をそれぞれ計上いたしました。自己資本比率につきましては、国内基準である4%を大幅に上回る9.90%となっておりますが、今後とも内部留保に努め、より一層の向上を目指して参ります。

平成25年度のわが国経済は、今年1月に政府が策定した「緊急経済対策」による政策効果に加え、株価の回復・円高の修正により景気回復が期待されますが、欧州の政府債務問題等、世界経済の不透明感是否めず、先行きは決して楽観できない状況にあります。中小企業の業況回復までにはしばらく時間がかかるものと見込まれ、当金庫を取り巻く経営環境も厳しいものと思われます。

このような状況下におきましても、東京ベイ信用金庫は、コンプライアンス、リスク管理等金融機関に課せられた課題を常に念頭に置きつつ、地域の皆様への責任と社会的・公共的使命を全うし、引き続き地域において期待され信頼される信用金庫として、その役割を的確に果たして参る所存であります。

皆様には、より一層のご支援ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成25年6月

理事長 菊 安 満 雄

ごあいさつ 1

倫理憲章

東京ベイ信用金庫「倫理憲章」 4

取組方針

「コンプライアンス（法令等遵守）体制」の推進 5

金融ADR制度への対応 5

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー） 6

反社会的勢力に対する基本方針 7

利益相反管理方針 7

金融円滑化のための基本方針 7

業務のご案内

多様化する業務 8

預金業務 9

融資（ローン）業務 10

サービス業務 11

各種手数料一覧 12

組織図 15

役員・役員数・職員数・会員数・普通出資金 16

総代会等に関する情報開示 17

地域貢献の状況 19

資料編

貸借対照表 21

損益計算書 27

剰余金処分計算書 28

各種経営指標 29

自己資本の充実の状況等

自己資本の充実の状況について 38

リスク管理態勢について 38

沿革 49

索引 51

店舗・地区のご案内 52

※（注）各種項目については、51ページ索引をご参照ください。

東京ベイ信用金庫「倫理憲章」

[企業行動指針]

- 1（責任と使命）
- （1）東京ベイ信用金庫は、健全経営に徹し、信用秩序の維持と地域金融の円滑化に努めます。
- （2）東京ベイ信用金庫は、良質な金融サービスの提供を通じて、地域の経済、社会の発展に貢献します。
- 2（信頼の確保）
- （1）東京ベイ信用金庫は、常に各種法令・規則を遵守し、その精神を尊重します。
- （2）東京ベイ信用金庫は、誠実・公正な行動により、社会からの信頼の確保に努めます。
- 3（社会とのコミュニケーション）
- 東京ベイ信用金庫は、広く地域社会とのコミュニケーションを充実し、開かれた業務運営を実践します。
- 4（反社会的勢力の排除）
- 東京ベイ信用金庫は、反社会的勢力の介入に対し、これを断固として排除します。

[役職員行動規範]

- 1（信頼の確保）
- （1）私たちは、法令や規則を守り、良識ある行動をします。
- （2）私たちは、お客様へのより良いサービスの提供に努めます。
- （3）私たちは、正確で迅速な事務を行います。
- （4）私たちは、約束を守り、公私混同をしません。
- 2（責任と禁止行為）
- （1）私たちは、職務上の地位を利用して私的な利益をはかる行為をしません。
- （2）私たちは、社会常識を踏まえ、お客様などとの健全な関係を保ちます。
- （3）私たちは、お客様に関する情報を厳正に管理します。
- （4）私たちは、適切な情報管理に努め、職務上必要な情報は迅速かつ的確に伝達します。
- 3（職場規律）
- （1）私たちは、すべての役職員の人格を尊重し、差別のない、働きやすい職場環境の確保に努めます。
- （2）私たちは、言葉づかい等基本的な礼儀・マナーを守り、秩序ある職場作りに努めます。
- 4（倫理憲章の実践）
- 私たちは、東京ベイ信用金庫の役職員として、この倫理憲章を常に実践します。

「コンプライアンス（法令等遵守）体制」の推進

私ども信用金庫は、信用金庫法にも示されているように、「国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資する」という公共的使命を負うとともに、業務の健全かつ適切な運営を行い、地域社会からの信頼を確立するという社会的責任を負っています。

当金庫は、これまでもその社会的責任と公共的使命とを十分自覚して業務を遂行し、地域の信頼を得てきましたが、今後も一層の信頼確保のために、絶えず東京ベイ信用金庫の「倫理憲章」に思いをいたし、信念と誇りをもって日常活動を実践してまいります。

1. 東京ベイ信用金庫「倫理憲章」の周知徹底

社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の再構築を重要課題として位置づけ、「基本方針」および「遵守基準」にあたる「倫理憲章」の周知徹底を図っています。

2.コンプライアンス・プログラムの策定と推進

「倫理憲章」を実現するため、関連諸規程の整備、内部統制の実施計画、役職員の研修計画等を含む具体的な実践プログラムを策定、その推進状況を把握するためのモニタリングを実施し、「コンプライアンス委員会」に報告するとともに改善すべき点について対策を講じています。

3. コンプライアンス担当者の配置

コンプライアンスを効果的に推進するため、各業務部門および営業店等との連携を密に保つ必要があることから、部店に、職場におけるコンプライアンス教育研修の責任者としての役割と、報告・相談窓口としての役割を兼ね備えたコンプライアンス担当者を配置しています。

4. コンプライアンス・マニュアルの改訂・配付

コンプライアンス・マニュアル（コンプライアンスを実現するための具体的手引書）を適時見直すとともに、全役職員に配付し、コンプライアンス重視の職場風土の醸成に努めています。

金融ADR制度への対応

【苦情処理措置】

当金庫は、お客様からの苦情のお申出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規制を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は52ページ参照）または経営管理部（電話：0120-074-472）にお申出ください。

【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記経営管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫経営管理部」にお尋ねください。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報の取得・利用について

(1) 個人情報の取得

- 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
- お客様の個人情報は、
 - ① 預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
 - ② 営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客様から取得した事項
 - ③ 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
 - ④ 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
 - ⑤ その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報の利用目的

- 当金庫は、次の利用目的のために個人情報を利用し、それ以外の目的には利用しません。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはありません。（利用目的）

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスのお申込の受付のため
- ② 法令等に基づくご本人様の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑬ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

（法令等による利用目的の限定）

- ① 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ② 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

- 当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、取引店舗ご相談窓口にお申出ください。

3. 個人情報の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4. 個人情報の開示・訂正等、利用停止等について

- お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- お客様本人から、当金庫が保有する個人情報の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客様からの個人情報の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- 以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、当金庫本店のご相談窓口までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報の安全管理について

- 当金庫は、お客様の個人情報の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のため、個人データの安全管理措置を講じます。

6. 委託について

- 当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。
- 定期預金および定期積金の期日案内等の作成および発送に関わる事務
- キャッシュカードの発行および発送に関わる事務
- ダイレクトメールの発送に関わる事務
- 情報システムの運用および保守に関わる業務

7. 個人情報保護に関する質問・苦情について

- 当金庫の個人情報の取扱いに関するご質問につきましては、当金庫本店にご相談窓口を設置しておりますので、お問い合わせください。なお、当金庫は個人情報の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組めます。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- 4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

- 1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
- 2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) (1)の①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
- 3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
- 4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
 - また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
- 5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力で取り組んでまいります。

- 1. 取組方針
地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。
当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている課題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。
- 2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備
当金庫は、上記の取組方針を適切に実施するため、以下のとおり必要な態勢整備を図っております。
 - (1) 金融円滑化管理方針などの策定
地域金融円滑化の取組みが適切に行われるよう、理事会の決議により「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規程」を策定したうえで、これらに基づく「金融円滑化マニュアル」を定め、職員に周知徹底しております。
 - (2) 金融円滑化管理責任者の選任
融資管理部担当理事を金融円滑化管理責任者として、地域金融円滑化の取組みが適切に行われるよう管理してまいります。
 - (3) 営業店における金融円滑化管理担当者の配置
お客様からのご相談の受付体制を強化するため、平成21年12月17日より、すべての営業店に「金融円滑化管理担当者」（店長・次長）を配置しております。
 - (4) サポート体制
各営業店の融資窓口および融資管理部を中心に、お客様からの経営相談・経営改善支援などのサポート体制を構築しております。
- 3. 他の金融機関等との緊密な連携
当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等のお申出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

多様化する業務

昨今の金融自由化、グローバル化、情報化の進展下、多様で高度なニーズへの的確な対応が迫られています。こうした時代の要請に応えるため、私たちは今後もさらに努力し、ハイレベルなサービスを提供してまいります。

●大切なお金をお預かりする預金業務

お客様の将来の生活設計、事業計画等に合わせ、お使いになる日まで安全に管理します。各種自動振替処理が受けられる普通預金等の流動性預金と定期性預金があり、とくに後者の割合が高く、なかでも計画的に貯める定期積金の取扱いを特色としています。



●きめ細かなニーズにお応えする融資業務

中小企業や地域の方々のためのきめ細かなご相談にお応えしているほか、地元公共団体への融資も行っています。融資先は原則として会員の方ですが、小口融資などは一般の方もご利用になります。営業地域を限定し、地元でお預かりしたお金を地元で融資するのが特色で、設備資金や運転資金、あるいは住宅資金や教育資金などに広くご活用いただいています。また、日本政策金融公庫など各種の代理貸付や都・県・市・区などの制度融資もご利用になります。



●オンラインでスピーディな為替業務

内国為替は全国信用金庫データ通信システムで全国の信用金庫とオンラインで結ばれるとともに、全国銀行データ通信システムで銀行、信用組合、農協、労働金庫など日本中の金融機関と迅速に相互取引を行えます。普通預金は全国の金融機関同士のCD・ATMで相互に引き出せます。また外国為替は信金中央金庫を経由し、取次によりご利用になります。



●その他の業務

有価証券投資業務
公共債の窓口販売業務
外国通貨の両替商業務
金の取扱業務
債務保証業務
保険募集業務
日本銀行歳入代理店業務
日本銀行国債代理店業務
などがあります。



（なお、商品有価証券売買業務、社債受託及び登録業務、金融先物取引等の受託業務は行っておりません。）